

議第99号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(13)の項ウからケまでおよび同表(59)の2の項ウからケまでの規定中「第54条の2第4項および第5項」を「第54条の2第5項および第6項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。